

第二十四回 参議院地方行政委員会會議録第三十号

昭和三十一年四月三十日(月曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

四月二十八日委員川村松助君及び横川信夫君辭任につき、その補欠として高橋衛君及び木村守江君を議長において指名した。

本日委員高橋衛君及び木村守江君辭任につきその補欠として川村松助君及び横川信夫君を議長において指名した。

出席者に左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
宮澤 喜一君
森下 政一君
小林 武治君

委員

大谷 賢雄君
川村 松助君
木島 虎藏君
佐野 廣君
堀 末治君
横川 信夫君
後藤 文夫君
野田 俊作君

國務大臣

田田 正孝君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局側

常任委員 福永亨一郎君
専門員 柴田 護君

説明員

自治庁財政 柴田 護君
部財政課長

本日の會議に付した案件

○地方財政の確立に関する請願(第二号)(第一一九三号)(第一三〇〇号)

○地方財政再建措置に関する請願(第一五一号)

○地方交付税における高等学校の単位費用引上げに関する請願(第一四号)

○地方公務員の期末手当増額に関する請願(第一三九号)(第一五二号)(第一六八号)

○公営住宅の起債に関する請願(第三三二号)

○昭和三十一年度公共事業費割当方針是正に関する請願(第九二五号)

○定促進の請願(第一〇七二号)

○山形県山辺町の上水道布設工事費起債許可に関する請願(第二二五四号)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) 委員会を開きます。

委員の異動を御報告申し上げます。

四月二十八日付委員川村松助君、横川

信夫君はそれぞれ辭任されました。新たに高橋衛君、木村守江君が委員に任命されました。本日付委員高橋衛君、木村守江君が辭任せられ、新たに川村松助君、横川信夫君がそれぞれ委員に任命されました。以上御報告申し上げます。

○委員長(松岡平市君) 本日は前回に引き続き地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、以上三案について審査を願いますが、一昨日までこれらに關連のあります請願が十二件付託になっておりますので、この際法律案の審査の参考とする意味におきまして、まず請願の審査を行います。お手元に資料が配付してございますので、この表によって審査を行なって参ります。請願第二号地方財政の確立に関する請願ほか十一件を便宜一括して議題に供します。まず専門員よりこれら請願の内容説明を聴取いたします。

○専門員(橋本亨一郎君) お手元に差し上げてございまして一覽表の順序で一応簡単に御説明申し上げます。

最初の第二号は地方財政の確立に関する件であります。地方財政の確立のために地方交付税の税率を二八%まで引き上げること、地方債証券公庫を設立すること等を要するものであります。

その次は同じく地方財政の確立のために地方債について償還期限の延長、利子の一部補給、それから交付税の率の二八%までの引き上げ等を要するものでございます。

その次の百五十一号は地方財政再建措置を講じていただきたいというものであります。提出の時期が今国会の初めの前のようにありますから、この点に觸れておるものだと思います。

それからその次の十四号は、高等学校が教育制度の中の谷間のような格好になっておいて、単位費用も非常に低い状態でありまして、これを現在の九千六百円から一万五千円程度に引き上げられたいというものであります。

その次の三件は、地方公務員の期末手当増額に関する件でありまして、期末手当〇・二五カ月分を、政府がこれに要する経費を全額措置されるようにというのを要するものであります。

その次は、地方財政の確立に関する件であります。提出者は東京都労働組合連合会の中の岡本丑太郎ほか三千数百名であります。内容は地方財政の確立をはかるために、たばこ消費税の地方譲与率を三〇%に引き上げること、入場譲与税法の改正を取りやめること、地方起債のワタを撤廃すること等の措置を講じて、もって東京都財政の確立を期せられたいという意味でございます。

その次は、第九百二十五号、現在の政府の起債割当、公共事業の割当方針が富裕県に厚く貧弱県に薄いというような傾向にありますので、これが是

正を強く要望するという趣旨のものでございます。

その次は、千七十二号地方自治体に対する国庫補助金等決定促進の請願であります。

その次は三百三十二号公営住宅の起債については、公営住宅建設の戸数を割り当てた以上は、これが建築の完遂のために、起債要求額は百パーセント承認されたいという趣旨のものでございます。

最後のは、山形県山辺町は合併町村であります。その新町村建設計画の中、上水道布設は最も緊急を要するものであるから、地方財政困難の折柄、総工費四千万円の上水道布設財源獲得のために起債を許可せられたいという趣旨のものでございます。

○委員長(松岡平市君) 次にただいまの各請願に対する政府の意見を聴取いたします。

○政府委員(後藤博君) 第二号の地方財政の確立に関する件であります。これは繰入率二五%を昭和三十一年度以降二八%まで引き上げるといふのが第一点であります。それから第二点は地方自治団体の財政負担となり、かつ必ずしも必要性のない行政機構をすみやかに改正する、三、地方債資金の現況にかんがみ地方債証券公庫を設立すること、四、現行の地方税制度において地方税の総額は不十分であり、かつ弾力性にかけているから自主財源を豊富にするようにする、という趣旨の請願でございますが、これは昨年の十

二月に出されたものでございまして、その後二五%に本年度の計画はなっており、それから必要のない行政機構の改革等についても、自治法等によりましてある程度の改革をいたしております。それから地方債証券公庫の問題につきましては、これは率がだんだん低下いたします現状にありますが、その行方をもう少し見定めた上でさらに構想を新たにいたしまして、私もこの法案を出したいと考えている次第であります。一応本国会には提出するのを取りやめた次第でございませぬ。地方債に關することは、これは自主財源を増強する方向に、今年の財政計画の上でも今度の税制の改正でもいたしましたのであります。

それから第千三百号も大体同じ趣旨の請願でございまして、第二号の請願と同じような考え方でございませぬ。それから第百五十一号は、これも交付税の引き上げ、それから地方財政再建特別措置法の特別措置を講ずる等の請願でございませぬ。これも先ほど申し上げましたように、交付税の税率を二五%にいたしましたし、再建特別措置法の通過がございましたので大体実現されたわけでございます。

それから十四号の高等学校の単位費用でございませぬ、これは毎年少しづつ単位費用を上げて参りまして、もちろん三十一年度も単位費用を上げております。生徒数を基準にして一人当たり九千七百九十七円を九千八百十円に上げております。この基礎になりますものの標準団体における先生の数をふやしたのでございませぬ。これを少しづつふやして毎年きている。従つてこの請願には大体こたえることになると思

ます。それからその次の地方公務員の期末手当増額であります、〇・二五分のものは、これは単位費用の中に全部繰り込んでありまして、従つて給与に關する關係におきましては全部〇・二五を付加した単位費用に直したのであります。

それから次の地方財政の確立に關する件、千九百九十三号であります。これは東京都だけから東京都の立場からたば消費税の地方譲与率を三〇%に、入場税の税率改正を取りやめてもらいたいというたしか請願であつたと思ひますが、これは全体の自主財源のあり方、調整財源のあり方等に関するものでありまして、地方団体だけの請願にはその通りにはなつておりませぬが、全体の財源増強の方策の立場からたばこの消費税も上つておりますし、入場税の税率の改訂もやむを得なかつた、かように考えております。

それから九百二十五号の公共事業費割当方針是正、これは貧弱県に薄くて、財政の豊かな県に厚くなつておる方針をやめてもらいたいというふうな請願であります。しかし必ずしもそういうふうな私にもなつておるとは考へませぬ。むしろ貧弱県に非常に多くいつておる場合もございませぬ。そのために公債費の負担で悩んでおる団体も相当ございませぬ。従来は起債を財源的な考え方にいたしておりました關係もございませぬが、公共事業費の割当といふのは必ずしもそういう意図でなされておるのではない。多少昨年、三十年から財政力というものを加味した割当が行われておりますが、しかし従来継続事業との關係がありま

して、まだすつきりした姿になつてないようには私も考へております。それから次の千七百七号の国庫補助金等の決定促進の件、これはわれわれもかねがね関係各省に話しておりまして、二、三年前から見ますと、補助金の決定は相当早くなつておると考へております。本年も建設省は早く決定したいといふふうな言つておりました、ただ農林省関係が少し遅れておりますので、そちらの方を督促いたしております。

それから次の三百三十二号の公営住宅の起債の件、これは公営住宅の起債の充当率を引き上げてもらいたいといふことであると思ひますが、これは地方負担の關係で公営住宅の負担が非常に大きいといふこともわれわれわかるのであります。他の起債よりも公営住宅の起債は充当率を引き上げております。しかし現状においては百パーセントに充当率を引き上げるまでの起債余裕がないのでございませぬ。

それから最後に山形県の上水道の施設工事費の起債許可であります、これは私もよく話をまだ伺つておりませぬが、認可があるかどうかはつきりいたしておりませぬ。これは県の事業認可の範囲であるか、国の事業認可の範囲であるかはつきりいたしておりませぬので、ここで答へることのできないのであります。

大体以上簡単に意見を申し上げた次第であります。

○委員長(松岡平市君) ただいま説明並びに意見を聴取いたしました請願について、質疑がございましたら御発言を願ひます。(質疑なし)と呼ぶ者あり)別に御発言もなければ本件につ

てはこの程度にいたします。これら請願の願意も参酌されまして、法律案の審査をお願いいたしたいと思ひます。

○委員長(松岡平市君) それでは次に法律案の審査に入ります。冒頭に申し上げました三法律案を便宜一括して議題に供します。質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○伊能芳雄君 地方財政の再建等のための公共事業に係る法律案、この法律案は、内容はちろん国の負担率を多くして地方団体の負担率を少くするといふことでけつこうなんです、大体これを地方制度調査会が答申したの、再建のための臨時措置ではなかつたので、国と地方団体との負担区分の問題として答申してあるのであります。なぜこういふふうな臨時特例といふような形で扱つたのか、事情を伺いたい、これは政務次官から。

○政府委員(早川崇君) この問題はお説の通りでございませぬが、今後公共事業をどういふ永久的な負担区分でいふかという問題は、もう少し掘り下げた根本的問題につながるような問題でございまして、建設当局あるいは財政当局からも臨時特例といふことでそういう意見がございました。このたびは臨時特例といたしまして、この期限の来たときにもう一べん考へるといふ趣旨でございまして、御趣旨の申されましたような恒久的な、という考え方の点からは若干遠いのでございませぬ。このたびは特に地方財政再建といふ立場から、そういう特例措置をとつた次第であります。

○伊能芳雄君 そうすると自治庁の立場としては、地方制度調査会の答申のような努力をしたけれども、さしあたりは再建のためにもうしばらく臨時特例をやつて、そういう将来恒久的なものを考へたい、こういう趣旨ですか。

○政府委員(早川崇君) 御趣旨の通りでございませぬ、この問題と関連をいたしてもその他の問題にしまつても例にしてくれといふ意見があつたのでありまして、そういう面はわれわれとしては協議いたしましたのであります。この問題は自治庁としては、むしろそういうことこそ望ましくない趣旨でありまして、今申し上げました期限が来たときに根本的に考へるといふ点で妥協いたしましたのでございませぬ。

○伊能芳雄君 三十四年の三月三十一日、ちようど三年ばかりこれをやつてみるわけですが、その間に十分地方財政の確立といふことは、ただいま請願の中にもたくさん出ているように問題の多いところでありませぬ、ほかのいろいろな問題と総合して恒久的な負担率をきめられることを要望してございませぬ。

○委員長(松岡平市君) 速記しばらくとめて。
午前十一時四十八分速記中止
午後零時二分速記開始
○委員長(松岡平市君) 速記を起して下さい。

○森下政一君 後藤さんひとつ説明を伺いたしたいのですが、この三十一年度の財政計画の地方債ですね、これは一体まあ漸減の方策をとつたということでありませぬが、この中身を一べん解剖して説明してもらいたいと思ひます。

が、先日の委員会で大蔵大臣を目的に控えて、委員長みずから発言をされて、いろいろ地方財政が赤字で困っておるといふことについては、この前一般財源の不足をカバーするために起債を認めてきておる、そういうことは償還財源のないものを起債にたよって財源不足をカバーしてきたというような方策をとったことが、今日非常な地方財政の困難を来たしておる原因だと、このことについては、国が相当責任を持たなければいかんと思うというような御発言がありました。大蔵大臣もそのことはよくわかっておるといふようなお話があったけれども、この間の大蔵大臣のこの御答弁だけで、私は国が責任を持ってそれならそれをどうしようということまで期待することはできないのじゃないかと思ひます。そこで三十一年度における地方債計画というものは、一体どうなっているのか、やはり依然として漸減はしておつても、償還財源の見込みのないにかかわらず、財源不足に充てるものか、やはりこの中に含んでおるのかどうか、その辺をひとつはつきり説明を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 地方債の問題であります。これは地方債の問題を片づける方針として二つの方向があると思ひます。それはこれから来年度つけます地方債の総量、特に一般会計分の地方債を漸次少くしていく、それに見合うところの一般財源をふやしていく、この方向が一つあります。それから過去の地方債を一体どうするか、こういう問題が一つあります。で、両方の方策を講じなければ地方債の問題は片づかないと、かように私どもは考えておるわけでありませう。まず最初の地方債の将来における量を減らしていくという建前としたしまして、本年度は一般会計分の地方債を減らして、その減らした分をある程度公営企業の方でふやしていく、総量はあまり変えない、総量もできれば少くしたいのでありますが、現状におきましては公営企業分はまだ少いのであります。公営企業分はもと伸ばさなければならぬ場合もあると考へます。従つて地方債の総量は大体一千二百億前後のところをしばらく続けてもらいたい。そのうちで一般会計分をできるだけ少くしていく、特に一般会計分のうちでも一般補助事業分と申しませう。か一般の事業債分、こういうものを少くしていく。一般会計分でもたとえば災害とか学校関係とかいふものは、そう減らすわけに参りませぬ。従つてその以外の一般事業債を少くしていこうという方針をとつたのでございまして、従つて一般補助事業では、一般事業債では大体百八十五億ばかり昨年よりも少くなつておりました。で一般会計分の総量では七十五億少くなつておりますが、事業債分を、一般事業債分を少くしていくという方針をとつてそういう結果にしたのであります。それと同時に一方交付税法の改正をいたしまして、この従来財源的な割当をしておりました貧弱県の起債の量を少くするために、交付税法の改正によりまして投資的経費を延ばして、そうして一般財源を多くしていく。こういう方針をとつたのでございませう。そうすることが償還という問題を少くしていくことになると思ひます。

たび申し上げましたように、まあ大きな方向としては三つくらいの方角がございませう。それは一つは借りかえをしていく。これは低利借りかえでなければ意味がないのであります。一応低利借りかえの方針をとつておられます。それからできれば利子補給、これは全額ではございませぬが、ものによつては利子補給の方法をとつていく。それからさらにでき得べくんば国への肩がわりの方針を考へていく。こういうような方法をちゃんぽんにやる方法もございませう。そういう方法によつて将来の起債の山を崩していく。こういうのがまあわれわれの考へ方でございます。

で、もちろん個々の団体につけます場合には、今度は償還能力というものを中心に考へていかなければなりません。今までも考へておるのでございませぬけれども、昨年頃から償還能力というものを強く考へて、償還能力のない所はあまり起債の量を多くしないという方針で本年もいきまいた。かように考へておるわけでございます。しかし償還能力というものを一体どういふうに見るか、こういう問題が一つあります。財政上の問題とあわせてその財政運営がその団体においてちゃんとしたものがあれば、これも償還能力の一つに勘定できるのではないかと。従つて再建整備をやる団体におきましては、再建整備計画がはつきりしておれば、それは償還能力があるということがあるのであります。財源が相当ありまして、赤字が年々ふえていくような財政運営をしておりますような所では、再建計画のないような所では、やはり償還能力というものの見通しはつかないと、こういうふうになると私

たちは考へておるのでございませう。まあ償還能力の線を強く出して、一挙に小さくするというわけには参りませぬ。しかし償還能力に応じた起債をつけていくという方針をしばらくとつていきたいと考へる次第でございませう。

○森下政一君 既往の分をどうするかということについては、今おっしゃつた三つの方法、ことに国が肩がわりするなどのことは、これはできればこれに越したことはないと思ひますけれども、国としても国みずからの財政関係があることでもございませぬから、その何でもかんでも国に押しつけるということもできないだらうと一応考へる、利子補給を講ずるとかいろいろな方法を、あるいは国が一部漸次肩がわりをしていく、あくまでも起債の残りを消していくとか何とかがいふような方法を講じなければならぬ。ところで一つの方法としては、償還能力のないものに起債を認めるなんというのをなるべく少くしなければ、問題はいつまでもたつても先へ延ばされていくということになる。既往のものをどんな手段を講じてくずしていかつても、毎年々々償還能力に見合わないような起債がふえていくなんていうことでは、とうてい私はこの問題は解決しないと思ひます。そこで今おっしゃつた、たとえば災害の復旧であるとか、学校とかいふものを重点的に考へなければならぬ、そのほかの一般事業債といふものはなるべく押える。漸減の方針をとるといわれるが、これはやはりはつきり償還の財源が明確に見通しが立つといふものでないものを、やはり三十一年度の起債計画の中にも一部分は含んでおるといふことですか、どうなんでしょうか。たと

えば償還計画というものを持つて、こういうふうにして償還しますと、必ずそれは出てくるものなんですか。それはどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤博君) 一般事業債の中に二つ種類があります。一つは単独事業のようなもので、一つは個々に査定をしてつける場合、この場合には償還財源というものはある程度はつきりしております。しかし補助事業のつけ方自体は、従来はいろいろの補助事業が原あたりでございますが、その補助事業の負担額を集計しまして、その負担額の何パーセントというふうなつけ方をしてきたのであります。従つて財源的な考へ方をしてきたのであります。そこで今度はそういう数字を出しました場合に、その程度の将来の起債の償還ができるかどうかということ、財政全体の判断から出さなければいかぬわけです。従つてこの点が非常にむずかしいのであります。その団体の財政の将来の計画の上で、そういう償還費が出てくるかどうかという見通しをつけなければならぬ。個々の団体では、その起債の額をどこに重点をおくかというところは、われわれはやかましくあまり言つていないのであります。一括して補助事業分はこれだけだ、それをどこに、たとえば住宅に、これは個々の団体にある程度まかしてあります。従つて財政全体を見て償還能力があるかないかということをかきめなければなりません。その場合にその団体が健全財政の運営をしておるかどうか、赤字が累積しているかどうか、その累積がとまつておるかどうかというふうなことが、やはり判断の資

料になるわけでありませう。従って健全財政をやっておれば問題ないのであります。今度は再建計画を立ててやらんと健全財政の方向に参りますような団体は、やはり一応の償還能力というものは、つまり償還というものを計画の中に入れて参りますから一応めどが立っておると、こういうふうに見られます。しかし赤字がどどんふえておる、その赤字のふえておる要素というものを除いてないような団体は、やはり全体として償還能力は欠けておる、こういう判断をせざるを得ないのであります。その場合に、全然起債をつけないかどうかという問題がある。そこまではまだ踏み切ることができない。やはり起債をある程度は考えなければならぬと思はれます。非常に財政運営の悪い団体につきましては許可しない。そういう補助事業の起債を許可しないということもあり得るといふことを、はっきり起債の許可方針にきめて指導していきたい、かように考へておるわけでありませう。

○森下政一君 つまりこれまでの方針としては、少し何というか、そこまです、今あなたの説明したことですね。財政運営が健全でないというものは起債をなるべく認めない、というような方針がきめられておらんだと思はれます。少くともこれからはそういうでなくては行けないと思ふ。一切認めないという直ちに困るということがあるかも知れぬけれども、しかし累を将来に残さぬということにしなければ、私は赤字というものは解消しないと思ふ。

それからこの際一つもう一ぺんお伺いしておきたいのは、臨時国会でも地方の赤字という問題が論議されたときに、口をそろえて各議員諸君から唱えられたことは、これらの補助金行政というものがあまりに放漫のようか、とにかくそれこそ名目だけの補助金を出して、かえってそのために地方が持ち出さなければならぬものが非常に多い、その種類も非常に多い、これらは何とか整理して、その弊害を排除しなければならぬという事は、もうほとんど軌を一にして各議員が唱えておられたが、それらについて改廃が三十一年度ではなされたように思いますが、一体どれくらいの種類補助金というものが国から出されておると、そしてそれがどれくらいに減らされておると、説明してもらえませんか。

○政府委員(後藤博君) 補助金行政につきましては、改革を要する点が非常に多いのであります。政府におきましては一昨年ごろからこの補助金の整理統合、廃止統合も行われておるのであります。しかし個々の一つ一つをとって見ますと、なかなかそれぞれ理由があるようであります、思うようには改廃が行われなないのであります。今度の国の予算では、地方財源に振りがえまして補助金行政を廃止したものが額にして十七億くらいになりました。大体補助金行政は一筆に改廃が行われることがむずかしいのであります。大体毎年二十億前後行われてきておるのであります。せつかく一昨年では、相当大量に改廃が行われたのであります。国会で復活をされました、そう大きな影響がなかったようない事柄もございませう。件数はまだはつきりいたしておりませんが、大した件数にはなっていないと思ひます。

○森下政一君 現在補助金の出されておる件数というのはどのくらいあるのですか。整理されたものがわからなければ、出されたのはどのくらいありますか。

○政府委員(後藤博君) 今出されておりますのは、勘定の仕方がいろいろあります。たとえばこれは農業関係で申しましても、農業委員会の補助金と、こう一本に言っておりますけれども、そのうちの補助金のつけ方もいろいろありますので、われわれは大体大まかな種別で三百件くらいあると考へております。

○森下政一君 そのうちで額の少ないものになつてくると、どのくらいになりますか。

○説明員(柴田護君) 非常に小さいものになりますと、百万円程度のものもございませう。

○森下政一君 それは一府県当りでどうですか。

○説明員(柴田護君) 総額で百万円です。なお三十一年度は地方一般財源に振りかえまして補助金は大体十数件でございませう。

○森下政一君 それからもう一つ、財政計画を策定されるということですね。たとえば、三十一年度の地方交付税が二五%にきまりました。三多昨年より交付税率が引き上げられた。これは最初に国の方の財政の都合で二五%というものがきまつてくるのか。そうでなくて、あなたの方で基準財政需要と政収入というものを算定する、もちろん今年度のようなきときは、いろいろ、つまり地方税の増収とか何とかして地方の財源を獲得しようという努力を払われて、そうしてほどこれくらいという財政収入の見当がつく、財政需要と財政収入と比較してみれば、これだけ足らぬ、その足らぬものを交付税に仰ぐというところで二五%というものがきまるのか。そうでなくて、交付税率とこの足らぬのは、何とか地方が困っているのだからしなければならぬというの、国の方が国の財政を勘案しながら二五%、ここまでは出せる、それじゃあ不足するものはどれくらいになるからというので、今度は財源の獲得にあつたの方でいろいろ勘案するの、どういうことになるのですか。

○政府委員(後藤博君) 財政需要は別に立てまして、本年度の財政需要を別に計算をいたしまして、それから現行制度、つまり昨年の制度を基礎にいたしまして、本年ではじきまると歳入はこのくらいになる。その場合に、交付税、それから一般財源の税でありませうとか、そのほかいろいろな歳入関係を見合はして、そうして交付税をきめていく。一番最後はやはり起債の問題、それから交付税の問題、それから一般財源の税財源の増強の問題をからみ合せてきめる、こういう格好に財政計画はなるのでございませう。

○森下政一君 太田自治庁長官がお見えになつておられますから、この機会に、御高見を伺つておきたいのです。交付税率が増強された、これは地方財政の赤字を解消するのに非常に役に立つ。これは言うまでもないことだと思ひます。ただ今のような交付税制度というものがとられておる限りにおいては、この率が多くなればなるほど、地方財政はゆとりができてくるん

ら押しつけたものであるとか、責任論も起つておる次第でございます。現状におきましては、お話のように交付税を返せばいいという議論が相当に強いのでございますが、私としては、交付税というものは最後に国から出すべきものであつて、最初からとるべきものではないとお考えのように私も思います。先ほど来の一般論の問題から申しまして、今地方財政はやや赤字へいく方を食いとめつつある現状でございますが、交付税の問題といひ、公債の問題といひ、非常に大きな問題として、交付税の問題も公債の問題も起つてくると思ひます。国家財政におきまして、

だいたい少し疲れたと申しますか、あるいは公債主義をとらうというふうな傾向も少しあるようにも思ひます。そのときに地方の債務関係をどう考へるか、昔からの古い言葉でございますが、公債もやっぱり将来の税でございまして、この点について考へなければならぬ。現状の地方財政を埋めてゆくについても、ただ国から出すという交付税の問題と考へることはできない。国家の財政におきまして、この公債の問題といふものが、こゝしは私は相当大きくなるのぢやないかと思ひます。そのときに地方債をどうするかという問題がからんでくるので、一本にして公債政策を考へる非常に大切なことだと思ひます。その地方債につきましても、先ほど指摘されましたように、利子をどうするか、過去の借金をどうするか、こういう問題がございまして、この公債問題とからみまして、よく金のないときにはどういふので、地方の方へ回す金として義務教

育費の全額国庫負担というふうな議論も出ておりますが、私はこれは反対でございまして、總じて公債政策、税の問題、特に税のうち交付税の問題につきましても、足らぬところは全部出せばいいという議論には私は賛成しません。できるならば自主財源でゆくのが筋でございますが、現状におきましてはまだそこまですべてありません。しかも交付税が三大税の四分の一を占めていて、こういう状況でございますので、これをふやすという事は、国の財政でも大へんな問題だらうと思ひますが、地方財政の建前から見ましても、私はこれにたよるといふことがなくして済む税法を考へなくちゃならぬ。公債政策と税制政策とからみましても、しかも本年における世界の經濟情勢から、日本の輸出貿易がいろいろに及ぶ關係を考へますと三十二年度といふものはこういう意味において非常にむづかしい時期である。けれども地方財政を氣やすくだ交付税でも埋めてゆけばいいというふうな考へ方は私は持つておりません。しかも現状の二割五分といふものは、大きな国から出る金である、こういうふうな考へております。

○委員長(松岡平市君) 一言、私は先ほど後藤政府委員の御答弁に関連してお聞きしておきます。いわゆる補助事業についての起債の問題ですが、財政再建整備をやられたというか、やつた地方公共団体、このうちをあげますが、たとえば佐賀県とかあるいは徳島県とかあるいは秋田県あたりも、それに準ずるのではないかと思ひます。これが、これはおそらくも現在持つておる地債の償還ということだけでもぎり

ぎり一ぱいで、おそらくはできなくて先の借りかえ等で延ばすというふうな措置を講じられたに違ひないと思ひます。そうすると、先ほど部長の御説明を聞いておると、これらの府県には起債の余地といふものがない。そうして一面片方には補助事業といふものがございまして、そうして全体で地方の起債のワケが今数百億ある。そうすると、財政再建整備をしたような所は、その補助事業といふものは全然やる余地がない、こういうことになつてくると思ひます。起債をする能力は、これは償還をする能力はなわけですから、財源を見つめるわけでもない。おそらく再建整備で精一ぱい。そうすると再建整備後は起債能力はほとんどゼロだ。片方補助事業といふものがあつて、国が何割かの補助をすればあつて、国が何割かの補助をすればあつて、やつてよろしい。これはちゃんと非常に膨大な予算が片方国の予算にかかえられておる。そうすると今度のものは起債の能力のある所だけはやれるけれども、これはやれない。今まではそういう財源のない所でも、大体こう見て足りなければ起債々々でもつてきた。再建整備をやつたあなたにこれではできなくなる、こういう時代がもう歴然と出てくるであらうと私は考へます。

○政府委員(後藤博君) 再建整備団体のおつしやいませうにちゃんと補助事業の総量といふものをきめまして、大体それでずつと再建整備をやつていくようになっておりました。事業ができないような状態にはなつておりません。必要な事業といふのは大体団体でわかつておりましたから、総量を確保するようになっておりました。

○委員長(松岡平市君) 他に御質疑は

ございませぬか。……質疑は結局したものと認めます。これより三案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○森下政一君 ただいま議題になつております地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、この両案には社会党は反対いたします。その理由はきわめて簡単であります。地方交付税法の一部を改正する法律案は、先刻質疑の際にも申しましたように、交付税制度そのものに私は疑義を持つておるのであつて、地方自治の伸長のためにはこの制度はむしろなくなる方がいんぢやないか、そうしていよいよ自主財源を強化する方がよいと考へるものでありますけれども、こういう制度がしかれております限りにおきましては、現段階においては、多々ますます弁で交付税を多からしめることが、地方財政の赤字を解消させるものである、こう考へざるを得ない。そこではなほ矛盾したような考へ方の方であります。けれども、この制度がしかれておる限りにおいては、というこゝを前提にして考へてみますと、なおこの交付税率が地方財政を救済するのに乏しいのぢやないかというふうな懸念を持つておるものであります。地方財政計画を策定されるのに、三十一年度におきましてはいろいろな改善が工夫されまして、これで私は計画と決算とが著しく違ふのは、だんだ

を見込んでおります。従つてそれに見合うところの起債も、そういう段階におきましてはむしろそれに見合う一般財源がないという現象が起きてくる、つまり起債は全額起債でございませぬから、一般財源がなければできません。従つて一般財源の量が非常に減つて、その關係から事業総量を落さざるを得ない、将来の起債償還費にも關係がございませぬけれども、従つて全体の量は少なくなつておりますが、しかし府県のような団体におきましては、補助事業なしでおるといふようなことは不可能でございますから、一定の補助事業の量は確保するようにいたしております。従つてそれに見合うところの起債もちゃんと計画の中に織り込んでおります。その起債のきめ方も、将来にその影響がない限度においてちゃんと計算をしておるのでございませぬ。その計算の上で立つて再建整備はできておるのであります。補助事業が全然ないようなことにはなつておりませぬ。

○委員長(松岡平市君) もう一べん聞きますが、それは今おつしやつた、一般財源も起債もある程度のもは再建整備に自治庁としては見込んで案を立てておる、こういうことではございませぬ。

○政府委員(後藤博君) 再建整備団体のおつしやいませうにちゃんと補助事業の総量といふものをきめまして、大体それでずつと再建整備をやつていくようになっておりました。事業ができないような状態にはなつておりません。必要な事業といふのは大体団体でわかつておりましたから、総量を確保するようになっておりました。

○委員長(松岡平市君) 他に御質疑は

んその幅が狭められるであろうとは思いますが、この新税の負担も私は限界に達しておると思うのでありまして、今後必要に応じて国税と地方税との税源の再配分という点について、政府は真剣に考へるべきものであるし、また一方財政規模の拡大を防ごうとしましても、現在の地方債の既発行の状態をいたしましては、その面からこれが崩壊するおそれがある。この点からいまして、政府としては地方債の将来における発行はもとより既発行は、現在の起債につきましても、これが措置というものは、次の年度においては政府全体の問題として考へべき問題である。すなわちあるいは利子補給、あるいは肩がわり、あるいは借りかえ、これらの点につきまして自治庁長官は真剣にやっておられるのであります。次の機会においては、何らかこれに対しての曙光を見出すというふうな格段の努力を希望して、そうしてこれに賛成いたしておきます。

それから最後に地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、これは社会党賛成いたします。

○小林武治君 私は地方交付税法の一部を改正する法律案は二件に賛成いたしますが、この際希望を申し述べておきます。

地方財政は今年度また非常な膨張を来してあり、これ以上の膨張はゆゆしい問題であると思ひますので、少くともこれが拡大を防止すべきであると思ひます。しかしして交付税そのものにつきましては、この二五％はすでに限界にきたものと思ひのでありまして、財政調整も全収入の一六％にも及んでおる、こういうことでありますので、これはあくまでもこの程度にとどめて、他の方法を講ずべきであると思ひます。しかしして地方税におきましては今年はある程度の新

税を設けられておりますが、この新税の負担も私は限界に達しておると思うのでありまして、今後必要に応じて国税と地方税との税源の再配分という点について、政府は真剣に考へるべきものであるし、また一方財政規模の拡大を防ごうとしましても、現在の地方債の既発行の状態をいたしましては、その面からこれが崩壊するおそれがある。この点からいまして、政府としては地方債の将来における発行はもとより既発行は、現在の起債につきましても、これが措置というものは、次の年度においては政府全体の問題として考へべき問題である。すなわちあるいは利子補給、あるいは肩がわり、あるいは借りかえ、これらの点につきまして自治庁長官は真剣にやっておられるのであります。次の機会においては、何らかこれに対しての曙光を見出すというふうな格段の努力を希望して、そうしてこれに賛成いたしておきます。

○伊能芳雄君 私はこの三法案が、地方団体の赤字解消の再建促進の意味における諸施策、並びに地方財政の確立、という一連の措置の一環をなすものでありまして、おおむね適切であると思ひます。

ただここに一、二希望を申し上げておきたいのは、先ほど質問にも申し上げましたが、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、こういうような措置が地方と国との負担区分、配分の問題でありまして、臨時特例というふうなことを長くしておくことは適切ではないので、恒久的な負担区分財源の調

整をすみやかにばかつて、こういう臨時特例を廃止するようなところへもっていかねばならないということが一つであります。

もう一つは、地方財政法の一部を改正する法律案の二条に、再建促進特別法の改正を扱っておりますが、この財政再建計画の承認が、直ちに承認によって自動的に退職金による地方債は再建債に切りかえられ、そうして同時にまた利子補給がされるということになるのでありますから、地方財政再建計画が出て来た場合におきましては親切に指導して、できるだけ早く承認をして、そうしてこの恩典に浴させるように最大の努力をせよというふうなことであります。

○委員長(松岡平市君) 討論は終局したものと認めます。直ちに採決に入ります。

まず地方交付税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なおただいま可決されました三案につきまして、本院規則第四百四条により、委員長の本会議における口頭報告の内容、及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

大谷 賛雄 野田 俊作
後藤 文夫 小林 武治
佐野 廣 横川 信夫
木島 虎藏 川村 松助

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはなしと認めます。

四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県小諸市の選挙区に関する請願(第一二八五号)
一、私鉄の事業税を所得課税とするの請願(第一二八九号)
一、軽油引取税創設反対に関する請願(第一二九二号)
一、地方財政の確立に関する請願(第一三〇〇号)
一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願(第一三〇一号)
一、(第一三〇五号)(第一三一九号)
一、福島県安達郡の選挙区に関する請願(第一三〇九号)
一、小選挙区制反対に関する請願(第一三二四号)

する案)は、小諸市の歴史及び住民の意思を無視したもので、主観的にも客観的にも許容し難いものがあるから、小諸市の属する地域を、従来の地域に存置するよう、原案の修正を図られたいとの請願。

第一二八九号 昭和三十一年四月十八日受理

私鉄の事業税を所得課税とするの請願
請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 藤田藤太郎

紹介議員 大倉精一君

地方鉄道、軌道業に対する事業税は、運送業が独占事業であつて、その施設がほう大であり、かつ営業地域が広範囲にわたり、地方団体から多大の便益を受けていること、また、この事業にかかる公租公課が利用者で転嫁することが出来る運賃料金制度であるという理由から外形標準課税となつては、同じ運送業であるバス等を含む自動車業に対しては、自動車運送事業及び通運事業の事業規模がほとんど中小企業で、独占事業の性格が弱く、また、公営事業として低運賃料金制度のもとで運賃値上げが困難であるからというので、二十九年年度から収益課税に改正されているのに、鉄道、軌道業をそのままに置かれては、了解できない。更に、「地方鉄道、軌道整備法」の欠損補助鉄道には、事業税を所得課税にする特例が認められているが、これは運賃原価に事業税額が完全に転嫁されていなければならないため、正当に輸送原価を計上すると大部分が欠損となるから、中小私鉄はもろ論、収益率のきわめて低

い地方鉄道、軌道業の現状を考え、地方鉄道、軌道業に対する事業税は、これを所得課税に改正し、課税の適正を図られたいとの請願。

第一二九二号 昭和三十一年四月十八日受理

軽油引取税創設反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪町三〇日本私鉄労働組合総連合会内 藤田藤太郎

紹介議員 大倉 精一君

現在自動車運輸労働者の多くは、企業の不振から極端な労働強化と低賃金に苦しめられている。かかるときに、企業に重要な比率をしめる燃料費の高騰となる軽油引取税(一キロリットル六千円)が創設せられることは、自動車運輸労働者の労働条件を益々低下させることとなるから、軽油引取税の創設には反対であるとの請願。

第一三〇〇号 昭和三十一年四月十八日受理

地方財政の確立に関する請願
請願者 宮城県議会議長 遠藤実

紹介議員 高橋進太郎君 三浦義男君

近年地方財政は急激に窮乏の度を深め、昭和二十九年年度決算においては、地方財政の赤字の総額は六百四十八億円を超え、更に昭和三十年年度においてもその収支の状況は悪化の一途をたどり、最早一刻も放置し得ない状態であるから地方財政の根本的建て直しを行ふ、その安定充実と運営の健全性を確保するために、(一)公共事業費の財源に充当するために既に発行した地方債

こと等の措置を講ずる必要があるから、これが実現のため同法の一部を修正せられたいとの請願。

第一三〇一号 昭和三十一年四月十八日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都文京区向ヶ丘遊生町東京大学農学部附属演習林内全国立大学演習林協議会内 藤林誠

紹介議員 横川 信夫君

国有資産等所在市町村の交付金及び納付金に関する法律案において、国立大学に所屬する演習林は教育用の行政財産であるとの見解で、地元交付金の交付の対象から除外されているが、従来国有林と同様に交付金を交付してきた事実と、諸災害に際し、或いは平時においても広大な山林財産を管理、経営するに当地元の協力なくしてはその目的を達し得ない特殊な事実にかんがみ、(一)演習林については他の文部省所管の固定資産と取扱を異にして農林省所管国有林と同様、交付金を交付し得るとすること、(二)演習林の地元交付金の予算を農林省所管国有林と同様の積算の基礎により計算し増額する

こと等の措置を講ずる必要があるから、これが実現のため同法の一部を修正せられたいとの請願。

第一三〇五号 昭和三十一年四月十九日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷二ノ一、〇八六豪徳寺住宅一二二二号 片山幸子外八百七十六名

紹介議員 鶴見 祐輔君

今次国会に提出されている国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案が成立施行されることになると、東京都住宅協会のパート(三十七団地四千六百六十戸)に居住している借家人にとつては、同法第十七条の適用により家賃に転嫁される公算が多額であり、総数一万五千六百名を数える居住者は非常な不安にかられているから、同法案中に「この法律は、十五坪未満の住宅については適用しない」旨の条項をそう入して、家賃が値上げとならないよう取り計らわれたいとの請願。

第一三〇九号 昭和三十一年四月二十日受理

福島県安達郡の選挙区に関する請願
請願者 福島県安達郡二本松町字久保丁一ノ五三安達地方町村会内 山田健二郎外一名

紹介議員 石原幹市郎君

福島県安達郡に属する各町村は、経済的にも政治的にも不可分の関係に置かれていて、ところが今回の小選挙区画案によると、当郡を二分しその一部(二本松町、安達村、大玉村、本宮町、岩根村)を郡山市及び安積郡と合併させて第三区に、他の一部(白沢村、岩代町、東和村)を田村郡と合併させて第四区にするので、安達郡に属する地方自治の基礎並びに政治的経済的既成生活形態は根本的に破壊され又地域住民の福祉もはなはだしく阻害されることになるから、安達郡全体を郡山市と合併させて第三区とせられたいとの請願。

れていて、ところが今回の小選挙区画案によると、当郡を二分しその一部(二本松町、安達村、大玉村、本宮町、岩根村)を郡山市及び安積郡と合併させて第三区に、他の一部(白沢村、岩代町、東和村)を田村郡と合併させて第四区にするので、安達郡に属する地方自治の基礎並びに政治的経済的既成生活形態は根本的に破壊され又地域住民の福祉もはなはだしく阻害されることになるから、安達郡全体を郡山市と合併させて第三区とせられたいとの請願。

第一三一四号 昭和三十一年四月二十日受理

小選挙区制反対に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市星塚町国立療養所星塚療養園内岩戸秀雄外八百五十八名

紹介議員 藤原 道子君

今回政府の提案した小選挙区制は、再軍備反対と平和憲法擁護を信念とする勢力を小選挙区によつて寸断し、三分の二の勢力をもつて全区を支配統一しようとする党利党略から出たものであつて、小教意見を尊重し、かつ発言の場を与えるという民主主義の精神にも反することであり全体主義へ移行する危険性さえ感じられるから、小選挙区制には反対であるとの請願。

第一三一九号 昭和三十一年四月二十一日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都世田ヶ谷区世田

ヶ谷二ノ一、〇八六

熊谷伊三郎外千二百五

十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。